

平成22年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「条例案」 10件	
1	秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 3歳未満の子を有する職員等の時間外勤務の制限について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3歳未満の子を有する職員が、当該子を養育するために請求した場合には、時間外勤務をさせてはならないこととする。 2 小学校就学前の子を有する職員について、配偶者の就業の有無等の状況にかかわらず、当該子を養育するための時間外勤務の制限を請求することができることとする。 <p>○施行期日 平成22年6月30日から。ただし、一部の規定は公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
2	秋田市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する件 ・国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成21年法律第93号）：平成21年11月30日公布、一部を除き平成22年6月30日施行	<p>○改正理由 地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正（平成21年法律第93号）に伴い、職員の育児休業の取得等の要件を緩和するとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者の就業の有無等の状況にかかわらず、育児休業をすることができることとする。 2 特別の事情がない場合であっても再度の育児休業をすることができる最初の育児休業の期間を、当該子の出生の日から57日間とする。 3 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうか

		<p>かにかかわりなく、再度の育児休業をすることができることとする。</p> <p>4 配偶者が常態として子を養育することができることとなった場合でも、育児休業の取消事由には当たらないこととする。</p> <p>5 その他育児短時間勤務等の規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成22年6月30日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
3	秋田市職員給与条例の一部を改正する件	<p>○改正理由 職員に給与を支給する際に控除することができる掛金等について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 職員互助会等の掛金等について、給与から控除することができることとする。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
4	秋田市職員の退職手当に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件 ・雇用保険法等の一部を改正する法律（平成22年法律第15号）：平成22年3月31日公布、一部を除き平成22年4月1日施行	<p>○改正理由 雇用保険法の一部改正（平成22年法律第15号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
5	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）：平成22年3月31日公布、一部を除き平成22年10月1日施行	<p>○改正理由 地方税法の一部改正（平成22年法律第4号）等に伴い、市たばこ税の税率等を改めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 1 扶養親族を有する給与所得者および公的年金等受給者は、扶養親族申告書を市長に提出しなければならないこととする。 2 市たばこ税の税率を「1,000本につき3,298円」から「1,000本につき4,618円」に改める。</p>

	<p>3 旧3級品に係る市たばこ税の税率を「1,000本につき1,564円」から「1,000本につき2,190円」に改める。</p> <p>4 非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとする。</p> <p>5 その他規定を整備する。</p> <p>○施行期日 平成22年10月1日から。ただし、一部の規定は公布の日、平成23年1月1日又は平成25年1月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。</p>
<p>6 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件</p> <p>・所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）：平成22年3月31日公布、一部を除き平成22年6月1日施行</p>	<p>○改正理由 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正（平成22年法律第6号）に伴い、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 規定を整備する。</p> <p>○施行期日 公布の日から</p>
<p>7 秋田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 地区計画の変更に伴い、楢山石塚谷地地区整備計画区域における建築物の敷地面積の最低限度を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 楢山石塚谷地地区整備計画区域における建築物の敷地面積の最低限度を、200平方メートルから165平方メートルに改める。</p> <p>○施行期日 公布の日から。罰則に関する経過措置を規定する。</p>
<p>8 秋田市立学校授業料等徴収条例の一部を改正する件</p> <p>・公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）：平成22年3月31日公布、</p>	<p>○改正理由 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）の施行に伴い、授業料の不徴収に関する規定を整備するとと</p>

	<p>平成22年4月1日施行</p> <p>もに、授業料の納期限の特例について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 秋田商業高等学校および御所野学院高等学校に係る授業料については、特別の事由がある場合に限り、徴収することとする。 秋田公立美術工芸短期大学附属高等学院の生徒で就学支援金が支給される者に係る授業料については、この条例に定める納期限によらないことができることとする。 <p>○施行期日 公布の日から。改正後の条例の規定は、平成22年4月分の授業料から適用する旨の経過措置を規定する。</p>
<p>9 秋田市児童館条例の一部を改正する件</p>	<p>○改正理由 藤倉児童館および河辺中央児童館を廃止するため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨 藤倉児童館および河辺中央児童館を廃止する。</p> <p>○施行期日 平成22年7月1日から</p>
<p>10 秋田市火災予防条例の一部を改正する件</p> <p>・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令及び住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第26号）：平成22年3月30日公布、一部を除き平成22年12月1日施行</p>	<p>○改正理由 固体酸化物型燃料電池による発電設備を燃料電池発電設備に加えるとともに、個室型店舗の避難管理等について定めるため、改正しようとするもの</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 燃料電池発電設備の定義に、固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものを加えることとする。 個室型店舗の関係者は、避難通路に面する個室の戸を自動的に閉鎖するものとすることにより、避難上有効に管理しなければならないこととする。 その他規定を整備する。 <p>○施行期日 平成22年12月1日から。ただし、一部の規定は公布の日および平成22年</p>

「 単 行 案 」 9 件

11 秋田市市税条例の一部を改正する
専決処分について承認を求める件

・地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）、平成
22年3月31日公布、一部を除き平成22年4月1日施行

8月1日から。条例の施行に関し必要な経過措置を規定する。

○地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）の施行に伴い、市税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成22年3月31日

○改正要旨

1 年齢65歳未満の公的年金等に係る所得を有する給与所得者について、公的年金等に係る所得割額を、給与所得に係る市民税額に加算して給与から特別徴収することができることとした。

2 農業協同組合等の現物出資により設立される株式会社等が当該現物出資に伴い取得する土地に係る特別土地保有税の非課税措置の廃止に伴い、規定を整備した。

※専決処分した理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

※提出根拠法：地方自治法第179条第3項

12 秋田市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件

・過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令及び中心市街地活性化に関する法律第四十八条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令（平成22年総務省令第28号）：平成22年3月31日公布、平成22年4月1日施行

○過疎地域自立促進特別措置法第三十一条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正（平成22年総務省令第28号）に伴い、過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成22年3月31日

○改正要旨

1 固定資産税の課税免除の対象となる事業のうち、ソフトウェア業を情報通信技術利用事業に改めた。

<p>13 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）、平成22年3月31日公布、一部を除き同年4月1日施行</p> <p>・地方税法施行令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第45号）：平成22年3月31日公布、一部を除き平成22年4月1日施行</p>	<p>2 固定資産税の課税免除の対象となる事業設備等の取得期限を平成23年3月31日まで延長した。</p> <p>※専決処分した理由 関係省令の一部改正に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p> <p>○地方税法の一部改正（平成22年法律第4号）等に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成22年3月31日</p> <p>○改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 基礎課税額の限度額を引き上げた。 現行「47万円」→改正後「50万円」 2 後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げた。 現行「12万円」→改正後「13万円」 3 特例対象被保険者等に係る所得割額について、総所得金額に給与所得金額が含まれている場合は、当該給与所得金額を100分の30に相当する金額として算定することとした。 <p>※専決処分した理由 地方税法の一部改正等に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
<p>14 平成21年度秋田市一般会計補正予算（第11号）に関する専決処分について承認を求める件</p>	<p>○市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成22年3月31日</p> <p>・補正の内容 起債限度額総額の範囲内での目的別限度額の増減</p> <p>※専決処分した理由</p>

		<p>起債限度額の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>※提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
15	市道路線を認定する件	<p>○宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 5路線 延長 465.0m ・認定後の市道総延長 約 1,969Km <p>※提出根拠法：道路法第8条第2項</p>
16	秋田市立牛島小学校屋内運動場増改築工事請負契約を締結する件	<p>○秋田市立牛島小学校屋内運動場増改築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事場所 秋田市牛島東六丁目6番1号 ・契約金額 294,000,000円 ・契約先 栗野・シブヤ・水原特定建設工事共同企業体 ・工期 平成23年3月23日まで ・工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 構造規模 鉄骨造 平屋建 建築面積 1,325.45㎡ 延べ面積 1,269.55㎡ <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
17	消防ポンプ自動車を購入入れる件	<p>○消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 31,395,000円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成23年2月25日 ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条 件 消防ポンプ自動車（CD-I型） 全 長 5,900mm以下 全 幅 2,000mm以下 乗車定員 5名 水槽容量 600リットル <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>

18	水槽付消防ポンプ自動車を購入入れる件	<p>○水槽付消防ポンプ自動車を購入入れようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納品場所 秋田市消防本部 ・契約金額 43,837,500円 ・契約先 猿田興業株式会社 ・納期 平成23年2月25日 ・主要諸元 <ul style="list-style-type: none"> 条件 水槽付消防ポンプ自動車 全長 7,000mm以下 全幅 2,500mm以下 乗車定員 6名 水槽容量 1,500リットル <p>※提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
19	秋田市大森山動物園会計への繰入額を変更する件	<p>○大森山動物園会計に対する一般会計からの繰入額（平成22年度）を変更しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更前 331,007千円以内 ・変更後 332,407千円以内 ・増減額 1,400千円増 <p>※提出根拠法：地方財政法第6条</p>
「 予 算 案 」 5 件		
20	平成22年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件	<p>○資料別紙</p>
21	平成22年度秋田市土地区画整理会計補正予算（第1号）の件	
22	平成22年度秋田市大森山動物園会計補正予算（第1号）の件	
23	平成22年度秋田市母子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第1号）の件	
24	平成22年度秋田市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）の件	

「追加提案」

「人事案」 2件

25 秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件	○固定資産評価員多田正明氏の辞任（平成22年6月30日付）に伴い、その後任の選任について同意を求めようとするもの ※提出根拠法：地方税法第404条第2項
26 人権擁護委員の候補者の推薦について意見を求める件	○人権擁護委員齊藤壽一氏の任期満了（平成22年9月30日付）に伴い、その後任候補者の推薦について意見を求めるもの ・任期3年 ※提出根拠法：人権擁護委員法第6条第3項